

お客さま各位

須賀川信用金庫

払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始について

平素より須賀川信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、小切手によらない当座預金からの払戻方法として、下記のとおり、「払戻請求書」による当座預金払戻しの取扱いを開始いたします。

なお、小切手による払戻しも従来通りご利用いただけます。

記

1. 取扱開始日

令和7年4月1日（火）

2. ご利用方法

普通預金と同じ払戻請求書の科目欄に当座預金と記載し、口座番号、おなまえ、金額等を記入し、お届け印を押印することで当座預金の払戻しが可能になります。ただし、お取引は口座開設店に限ります。

なお、小切手振出のようにお取引先等の第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。

3. 「当座勘定規定」の一部改定

払戻請求書によるお支払等について、取扱開始日と同日付で当座勘定規定の一部を改定いたします。

なお、改定前からお取引いただいているお客様にも改定後の規定が適用されますので、予めご了承ください。

【具体的な改定内容（下線部分を追加・変更いたします。）】

第7条（手形、小切手の支払等）

（1）～（2）（略）

（3）当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。

① 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。

② 小切手を使用する方法。

（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第12条（手数料等の引き落とし）

（1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

第16条（印鑑照合等）

（1）手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

以 上

地域をつなぎ、地域と共に歩む

